



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「自然」を受け入れる地域社会 : 岩木川下流部河川敷を事例として
Author(s)	寺林, 暁良; Terabayashi, Akira
Citation	研究論集, 10, 285-298
Issue Date	2010-12-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44611
Type	departmental bulletin paper
File Information	TERABAYASI.pdf



「自然」を受け入れる地域社会

— 岩木川下流部河川敷を事例として —

寺 林 暁 良

要 旨

本稿は、地域社会によって利用・管理されてきた「二次的自然」が、地域社会と NPO や科学者、行政の連携によって保全される事例が増えているが、地域環境を生活の場として利用・管理してきた地域社会がなぜ「自然」を守ることを目的とした管理に協力するかを、青森県中泊町武田地区を事例として考察した。地域社会と土地は、生活空間としての結びつきや管理すべき場所としての総有意識から不可分に結びついており、地域社会は土地との関係性を継続するために、社会的なしくみを常に変容させてきた。こうした視点からみると、生態学者らや彼らがもたらす「自然」という言説は新たな価値と社会的なしくみを生み出し、地域社会が土地との関係性を継続するための「資源」とみることができる。地域社会はすでに「自然」という価値を積極的に受容し、新たな資源管理のしくみを立ち上げるための素地を有している。

1 はじめに — 課題と先行研究

人の営為が適度な攪乱となって成立してきた「二次的自然」^(註1)の管理では、地域社会と NPO や科学者、行政などが「連携」、「協働」を行い、それぞれの知恵や人材、資金を補い合うことが重要であるとされる。しかし、生態学者や自然保護団体が生物多様性などの観点から地域環境の管理を目指すのに対して、地域社会は経済的な理由から地域環境を利用・管理してきたため、両者の間で合意形成を行うことは難しいように見える。それにもかかわらず、地域住民自身が地域環境の「自然」としての価値の重要性を主張し、NPO などと協力して地域環境管理を行う事例は多く見受けられる(例えば、藤村, 2002)。地域環境を経済的に利用してきた地域社会は、なぜ「自然」のような価値を受容し、NPO や生態学者の進める生物多様性保全のような活動に協力するのであろうか。そして、地域環境を生活の場所として管理してきた地域住民に

として、上記のような活動はどのような意味を持つのであろうか。

これに答えるために、本稿では地域社会にとっての土地の意味や関係のあり方に焦点を当てる。

地域社会と土地との関係性は、鈴木榮太郎（1940=1968）が土地と社会組織の相互作用に着目し、「土地総有の制度」が自然村^(註2)内の連帯感につながっていることを指摘するように、村落研究における重要な論点の一つであり、1980年代に入ると、「近代化」によって解体されつつあった村落と土地との関係性について、集団的規範やその土地に暮らすことへ豊饒な意味を探るという目的のもと、研究蓄積が進められた。例えば、川本彰（1983）は村落の生活と生産の両面にわたって土地は必要であり、この土地の保全、すなわち「ムラ（村落）の領土保全」を行うことが村落の最大の機能であること述べている。

その後、これらを踏まえて、地域社会と土地の関係性を「環境問題」の視点から研究する立場が生まれた。岩本由輝（1989）は、土地の所有者といえどもみだりにとりあげることのできない土地耕作者の「耕作権」の存在を指摘しながら、これを「本源的土地所有権」と呼びかえ、土地をめぐる所有・利用の重層性と村落内での生活規範の存在を明らかにしたが、鳥越皓之（1995；1997）は岩本の本源的土地所有の議論を発展させ、該当地域に住んでいる住民は、環境管理や環境改変の意思判断にプライオリティを有するという「共同占有権」の存在を指摘している。

また、環境問題を扱うこれらの研究は、「共有地の悲劇」（Hardin, 1968）を端緒としたコモンズ研究と結びつき、日本独自の理論発展をみた。例えば、室田武と三俣学（2004）は、日本の入会権や漁業権の研究をコモンズ研究の中に位置づけ、両者の橋渡しとなる議論を行っている。このように、コモンズ研究は「資源の持続的利用」や「資源管理の民主的社会秩序」を明らかにするという点で大きな役割を果たした。

以上の研究では近代化やグローバリゼーションといった社会変動のなかで、「伝統的」に存在してきた村落と土地との関係性はどうか変化してきたかが次の論点となった。村落研究では「村落の変容」が中心的なテーマの一つとなり、家族形態、就労構造、農業形態などが変容する中で、生活にかかわる村落の自治組織がいかに保持されてきたかが明らかにされた（例えば、高橋 1992）が、村落による土地利用についても、構造を変容させつつ土地管理を継続してきたという研究が積み重ねられている。例えば、福田恵（2002）は兵庫県村岡町の一村落における森林管理を事例に、行政側の管理路線の影響を受けながら、村落が既存の林野秩序のもとで、造林管理主体へと変容する様子を示している。

土地の自然資源利用を行う社会の変容は、コモンズ研究においてもひとつの潮流となっている。例えば、家中茂（2001）は資源管理システムが人々の集合の意識が形成されるプロセスを通じて生成されるという「生成するコモンズ」を提唱したが、これはコモンズが静的な構造ではなく、生成・変移・消滅といったプロセスを含むシステムであることを指摘した点に大きな

意義があった。また、宮内泰介（2006）は、コモンズ論において明らかにされた人と環境のかかわりの濃淡やダイナミズムを、ある環境に誰がどのようにかかわるかについて社会的認知・承認を得ていく動的過程である「レジティマシー（正当性／正統性）獲得のプロセス」として捉えた。

さらに、これらの研究では、「よそ者」、すなわち地域社会の外部から新たな価値を持ち込む主体とのかかわりも重要な論点の一つとされてきた。菅豊（2005）が指摘するように、土地管理の正当性を獲得する過程では、行政のような外部のアクターとのかかわりが強く想定され、その外部的要因とのかかわりによって、内部的な地域社会のしくみ自体にも影響が見られてきた。また、宮内泰介（2001）は、土地の利用・管理における自治的な秩序のありかたとしてコモンズを捉え、村落のような「伝統的」な社会だけではなく、NPO や自然科学者などがかかわる現代の里山運動などを「新しいコモンズ」として捉えるべきだと論じている。

以上のように、地域社会（村落）と土地との関係性をめぐる研究は、地域社会にとって土地がどのような意味を持ってきたのかという研究から、その関係性や意味がどのように変容してきたのかへと進んできた。これらを踏まえ、本稿は青森県岩木川河川敷とそれを管理してきた大字群を事例として、地域社会が地域環境としての土地とどのような関係性を築いてきたか、そして、土地に対していかなる意識を抱いてきたかを明らかにする。そして、その社会的文脈から地域環境の今日的な意味を読み取る事によって、地域住民が「自然」を守るための活動に参加する、あるいは主体的に行うことの意味を論じていきたい。

2 調査地及び調査方法

本稿は、青森県津軽地方を流れる岩木川河口より 11 km ほど上流までの堤防内、幅約 300 m に広がるヨシ原と、右岸に位置する北津軽郡中泊町武田地区を事例とする。武田地区は、自治会などの村落機能の単位となっている 9 つの大字からなるが、そのうちの 6 大字（若宮、長泥、田茂木、芦野、富野、豊島）から構成される「武田岩木川改修堤防保護組合（以下、「武田堤防組合」とする）」は、国土交通省に対して「かや（販売用）」として河川敷ヨシ原の採取許可申請を行い、ヨシの刈り取り、販売を行ってきた^(註3)。また、刈り残しのあるヨシ原では、枯れヨシを除去して商品としての品質を保つために 2005 年まで火入れによる管理を行っていた。

一方、このヨシ原には環境省レッドリスト IB 類のオオセッカが生息しており、人為的影響も含めた生態系調査も行われている（竹内・東 2005）。岩木川では 1997 年に改正された河川法に依拠して 2007 年に『岩木川水系河川整備計画』が策定されており、ヨシの利用といった社会的背景を踏まえた上で自然環境の保全を行う旨がうたわれるとともに、2008 年からは国土交通省河川生態学術研究会の研究地として、生態学的調査やヨシの刈り取り・火入れ実験が行われている。

本稿にかかる調査は、2005年より継続的に行っている大字住民、国土交通省、生態学者などへの聞き取り及び参与観察、さらに文献資料により行った。

3 「管理すべき場所」としての河川敷

まず武田堤防組合の大字と岩木川の河川敷の関係性を明らかにしていくが、大字が河川敷を利用・管理してきた背景には、河川改修の歴史が大きく関係している。岩木川では、大正期より内務省(後、建設省)による大規模な堤防築堤が行われ、1922年から土地収用が進められた。買収された土地は工事の進展とともに堤防や河川敷となったが、河川敷のほとんどは、その後ヨシ原へと遷移した。また、1937年には堤防の保護や洪水の際に水防作業を行うという目的で岩木川改修事務所の奨励によって武田堤防組合が設立している(長尾1965)。

土地収用後、それ以前に大字の所有地であったヨシ原では引き続き大字によってヨシの利用が行われ、個人所有地であった宅地や田畑の跡地ではヨシ原への遷移後に個人の所属する大字によって利用されるようになった。このように、河川敷は国有地となった後もしばらくは国内々の了承を得ながら大字による利用が続けられてきたのである。こうした中、1951年起こった「昭和アシガヤ紛争」は、なぜ武田堤防組合が河川敷の利用を続けることができるのかという「正当」な理由を明示することとなる事件であった。

「昭和アシガヤ紛争」は、武田地区の対岸(左岸)の村々が組織した西新田畜産農業協同組合(以下、西畜産農協と略)が、武田堤防組合の大字によるヨシの刈り取りが慣習的に続けられてきた河川敷に対し、放牧地として青森県知事への河川敷地占用、工作物設置願出を行ったことを発端としている。これに対して武田堤防組合も採草地としての河川敷地占用願を出したため、ヨシ原の占用をめぐる競願となった。1940年代後半からは、ノリズ(海苔簀、海苔を乾燥させる際に使用するスグレ)の需要が関東・中部地方の太平洋側で高まり、岩木川下流のヨシは一束600~1,000円という高値で取引された。ヨシの価値が高まる中で、河川敷の利用をめぐる右岸と左岸が争ったのである。

この際、武田堤防組合は、ヨシ採取の権利を国に認めさせるために、「アシガヤ等刈り取り権の存在並びに妨害排除請求事件」として民事訴訟を起こしている。裁判所の仲介によって判決は出なかったものの、当時の建設省は土地への縁故を理由として、河川敷での採取許可申請を行ったうえで武田堤防組合がヨシ原を利用することを認めている。

さて、この「縁故」というのは土地収用以前に土地を所有していた、ということ示すものであるが、武田堤防組合の大字の人々にとってはそれだけを意味しているわけではない。大字の人々にとっての「縁故」を理解するためには、当時の大字の生活の中で河川敷のヨシ原がどのようなかわりを持っていったのかを明らかにする必要がある。

まず、大字の人々にとって、ヨシ原は岩木川下流の水田の多くは排水不良の水田で、土地改

良事業が進展する 1950 年代以前の反収は現在の半分かそれ以下の 5～6 俵ほどであった。水田の生産性が低い中、副次的に行われる他の生業が大きな意味を持っていた。食料の自給としては、岩木川や水田などでの漁撈、川沿いの自然堤防などでの畑作が行われた。また、農耕馬は物資運搬などの面で重要であったため採草地も多く確保されていた。そして、11 月から 12 月の農閑期に行われるヨシ刈りは、米作に次ぐ重要な副収入となっていた^(註4)が、自家消費用としても重要な意味を持っていた。ヨシの自家消費の用途は、スダレ、雪囲い、風除け、苗代、燃料など幅広く、特に屋根葺きには多くヨシが必要とされた。また、ヨシの仲買業者への入札によって売却されることもあった。当時、屋根葺き用としてのヨシの需要は青森や弘前などの都市を中心として津軽地方一円にあり、岩木川下流のヨシ原は、ヨシの一大産地となっていた。個人で刈り取ったヨシの売却は、水稻耕作に次ぐ大きな収入源となり、大字で共同作業として刈り取ったヨシの売却は、集会場や神社の維持費、会議費などの大字の自治費用にあてられた。

多くの生業が営まれる中で、河川敷の利用は複合的な環境利用の一部をなすものとして認識されていた。特にヨシは、自家消費の面からも、金銭的な面からも重要な資源であり、大字の人々が生活を組み立てる上で必須の資源となっていた。関礼子 (2003) は、こうした生業複合が行われることによって、生活者の意識の中に空間的結合をうむことを論じているが、ヨシを利用することは、岩木川下流部に全体を生活空間として捉えた際に、大字の人々にとって切実な生活手段の一部であったことが伺われる (図 1)。

また、武田堤防組合が「縁故がある」と語る中には、土地を所有していたということだけではなく、土地の管理を集団的に行ってきたことも含まれている。武田堤防組合にとって、堤防管理とヨシの利用は表裏一体といえるものである。岩木川では明治・大正期の 59 年間だけでも 38 回もの洪水が記録されている (長尾, 1965 : 76-80) が、武田堤防組合による各大字では旧堤

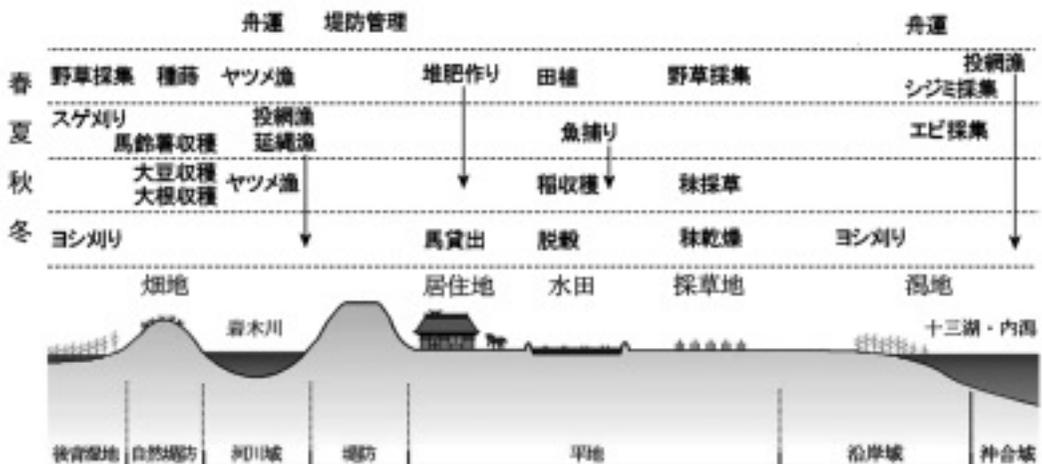


図 1 岩木川下流部の多様な生業と空間結合

防時代から堤防の草刈りや洪水時の出動を自治的に行ってきた。

なぜ国有地である堤防を大字が管理してきたかという点、堤防決壊のリスクを受けるのは何よりも自分たち自身であるためである。各大字の堤防管理の担当区域は、集落や水田があった場所に依拠しており、大字が堤防管理を行ってきた区域は、ヨシ原の利用区域とも密接に関係している。その関係性は、最下流部の堤防管理区域とヨシ原利用区域の重なりにも最もよく現れている。岩木川右岸には石川、三本川、馬鹿川という3つの支流があるが、耕地整理以前は石川沿いに芦野、三本川沿いに田茂木、馬鹿川沿いに長泥がそれぞれ水田やヤチ小屋と呼ばれる出小屋を持っていた。また、馬鹿川沿いの若宮は、長泥から派生した大字である。そうした関係から、堤防管理区域は、最下流部から石川までが芦野、石川から馬鹿川までが田茂木、馬鹿川から津軽大橋までが若宮となっている。そして、この堤防管理区域とヨシ原の権利の場所は重なっている（図2）。

このように、大字にとって、集落や水田、堤防、ヨシ原は空間的に連続して捉えられている。つまり、河川敷のヨシ原は、生業複合による生活の総合性や管理すべき対象としての連続性といった面から、鳥越（1997）が指摘するような総有意識のなかに組み込まれてきた（図3）。河川敷や堤防は国有地となったが、大字が管理すべき土地としてみなされ続けてきたのである。

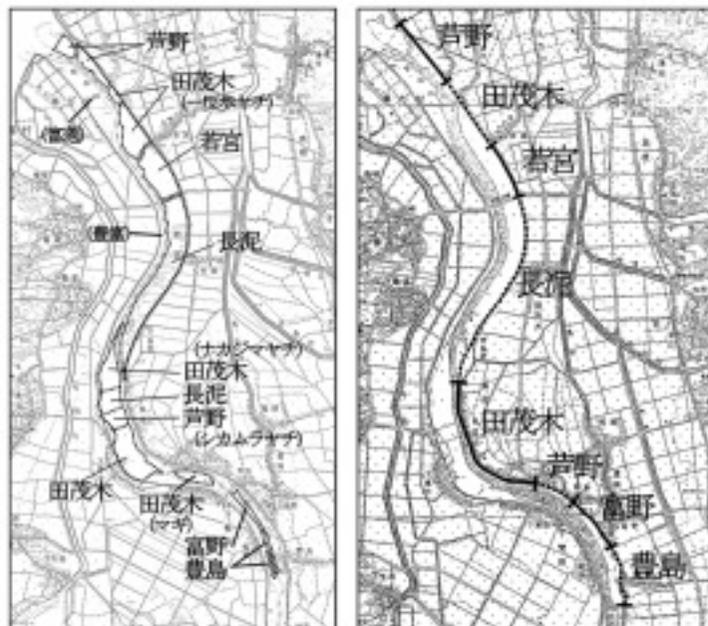


図2 岩木川下流部の各大字のヨシ刈り権の場所(左)と堤防除草範囲(右)

*左は国土地理院1/50,000地形図「小泊」「金木」(1972年修正),右は国土地理院1/50,000地形図「小泊」「金木」(1993年修正)により作成。

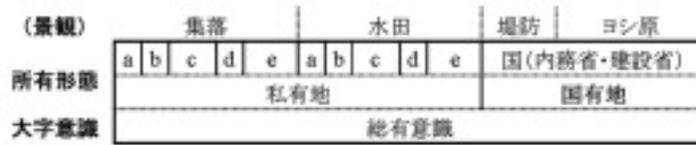


図3 武田堤防組合の各大字の総有意識の概念図

*本図は、鳥越皓之(1997)を参考にして作成した。鳥越は、村落のなかに私有や共有など、様々な所有形態があるが、村落であってもムラの合意がなければ自由に処分できないといったことから、村落の土地全体を被う「総有」があることを示している。本図では、このような「総有」の意識が元所有地である国有地においても認められることを示している。

4 土地利用の変容と関係性の継続

以上のように、大字は河川敷に対して「管理すべき土地」との意識を持ってきたが、それは河川敷が、「ヨシ」という資源を生み出す場であったためでもある。しかし、ヨシの価値は、時代ごとに常に動いてきた。そして、ヨシの価値が変化するのなかで、大字はヨシを利用するしぐみを変容させながら、河川敷との関係性を継続してきたのである^(註5)。

アシガヤ紛争があった1950年代までは、ヨシは自家消費用としても換金商品としても重要でありヨシは毎年すべて刈りつくされるほどに刈り取られた。しかし、1960年代に入り、生活様式が変化する中で、ヨシの自家消費的な利用は行われなくなってきた。貨幣経済と工業製品の浸透によって武田地区の大字内では、苗床やスタレ、燃料としてヨシが利用される機会は減少した。さらにトタンが被されたり建築様式が変わったりして最大の需要源となっていた茅葺き屋根の家屋も減少していった。こうした個人による自家消費的な利用が縮小されたことにより、ヨシは、もっぱら金銭的な価値のもとで利用されるようになり、ヨシは、ほとんどが売却にあてられるようになった。また、この頃には冬期の出稼ぎがさかんになった。出稼ぎは、ヨシに代わる冬期の現金獲得手段となっただけではなく、主要な労働力が地域から失われることを意味し、大字の共同作業として行うヨシ刈りの衰退を招いた。

しかし、このようにヨシ原利用をめぐる状況が大きく変わるなかで、各大字はヨシを利用する新しいしぐみを立ち上げた。その新しいしぐみとは、ヨシ業者への刈り取り作業の委託である。各大字は、刈り取ったヨシではなく、ヨシ原の利用権自体を入札にかけるようになったのである。ヨシ原の刈り取りを業者に任せることで、大字が刈り取り作業を行う必要がなくなり、労働力が不足される中でもヨシ原の資源としての価値を保つことができるようになった。

大字による業者への刈り取り委託は現在まで続いているが、そのしぐみは以下のようなものである。まず、国有地であるヨシ原に対して、武田堤防組合が「河川法第25条」に基づいて土交通省に「河川生産物」の採取を申請し、青森県に国有財産使用料を納付する。これに対して土地所有者の国土交通省は採取許可とそれに付随した採取地の占用許可を翌年の4月15日ま

でという期限付きであたえる。これが毎年行われ、武田堤防組合は一括して採取許可を得るのである。こうして、1960年代以降、大字の人々が直接ヨシを刈り取るのではなく、ヨシ原でヨシを刈り取る権利を入札にかけ、それを落札した業者がヨシ原の刈り取りを行うという構造が立ち上がったのである（図4）。

業者委託は大字の共同作業としてヨシを刈る手間を省き、労せずして大字の維持費を手に入れる以外にも大きな意味があった。それは、すでに1960年頃からのヨシの需要は、愛知や千葉、三重などのノリズ用、新潟や長野の土壁（泥壁）の下地用など、遠隔地に移っており、ヨシを市場に結びつけるうえでは、業者の存在が不可欠になっていたことである。需要が遠方化するとともに、地元業者との関係性なども重要となっていた。

また、業者がそれぞれの販売戦略を持つことも利点となった。岩木川には、ヨシ業者が5軒あるが、茅葺き屋根用、「壁下地ガヤ」、スダレ用、リンゴの受粉用としてのマメコバチの巣、暗渠排水用、営林署の松を保全するための囲い用など、時代時代のニーズに合わせて多用途にヨシを出荷する業者、屋根葺き職人を兼ね寺社や文化財などの屋根葺きを全国各地で行う業者など多様な業態をとっている。業者委託はヨシの需要量や用途を分散させることにもなっているのである。

しかし、1990年代頃からはさらにヨシの需要が減り、場所によっては業者による利用も行われなくなり、刈り残されるヨシ原が出始めた。刈り残しのあるヨシ原は、古いヨシが混ざってしまうためヨシ原の入札料が安くなってしまう。そのため、ヨシの刈り残しを除去し、新しいヨシの更新を促すための管理を行う必要が生じた。そこで、大規模に行われるようになったのが、各大字を主体とする春先の「火入れ」である。岩木川下流部のヨシ原において、火入れ自体は、ヨシ原において慣習的に行われていたものであるが、刈りに残されたヨシ原の面積が大きくなったために、火入れも大規模に行う必要が生じたのである。それまでほとんどのヨシが刈り取られていた岩木川下流にとって、大規模化した火入れ管理は、1980～90年代に本格化した、新しい管理方法であるといえるだろう。

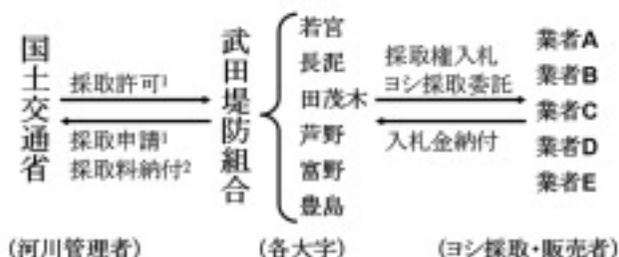


図4 現在のヨシ採取のシステム

*¹は、「河川法第25条」に、²は、「青森県国有財産使用料徴収条例」にもとづく。採取料の納付は、国土交通省ではなく、青森県に行われる。

刈り取り・販売の業者委託や火入れ管理の開始のように、ヨシの資源としての価値は「近代化の進展」といった大きな社会的な背景のもとで、それに対応するようにしくみを変容させることによって持続されてきた。つまり、河川敷のヨシ原を利用する大字は、外部要因にともなう需要の変化、生活様式の変化によって構造的な変容をとげながらも、地域環境を利用・管理し続けるという機能は保ち続けてきたのである。ヨシ原との関係性をめぐる大字内部の変異と流動性は、ヨシ原管理を継続させてきた最も重要な要因だといえる。

5 新たな価値の受容

このように、大字は河川敷ヨシ原の利用と管理を継続してきたが、地域社会によるヨシ原の管理は、火入れの是非をめぐって現在岐路に立たされている。火入れが大規模化するに従い、川向の大字など近隣住民に対する煙灰害が発生し、苦情が多く出されるようになったのである。また、こうした「公害」の発生に対して、警察署や消防署が業者や堤防組合に火入れをしないよう連絡を入れるなど、行政側も火入れを容認しない立場をとっている。さらに、ヨシの経済的価値がそれほど大きくない現在、形式のみの入札でヨシ業者がヨシ原の利用を行う中で、火入れがヨシ業者の私的な経済活動の一環として捉えられ、産業廃棄物処理法違反ではないかとの苦情も申し立てられている。このような社会状況のもと、岩木川下流部のヨシ原では2006年以降火入れが行われておらず、業者の刈り取りが行われている以外のヨシ原では、ヨシの枯死体が堆積したりヤナギやニセアカシアなどの木本が侵入したりと「荒廃」が進んでいる。

現在、各大字の入札に参加する業者も次第に減少し、大字と業者の間での入札が成り立たなくなっているため、実際には大字と業者が協議を行って入札金額を決めており、ここ10年以上はだいたいどの業者がどの大字のどこで刈り取りを行うかが形式化してきている。また、一部には、全く入札されていないヨシ原も出始めている。ただし、業者への入札料は現在でも大字によっては10～50万円に達するため、自治会の収入源としては決して小さいわけではない。そのため、武田堤防組合にとっては、それほどコストがかからない管理方法である火入れ管理の継続は重要である。

そうした中、武田堤防組合が火入れ管理を実施できずにヨシ原の荒廃が進むことを憂慮する一方、火入れ管理の重要性を、地域社会にとは異なる文脈から訴える人々が現れた。それは、生態学的視点をもってヨシ原の調査を行う生態学者らである。岩木川下流部のヨシ原では、2003年からオオセッカの保全のための生態調査が行われているが、彼らはこの調査の当初、火入れ管理が野鳥の生息場所・繁殖場所を奪う恐れがあるとして、火入れ管理に反対する立場をとっていた。しかし、オオセッカの生態学的調査を行うヨシ原を利用してきた武田堤防組合やヨシ業者との話し合いが行われる中で、ヨシ原への火入れは、資源の持続的な利用という意図のもとで行われてきたことが生態学者らにも認知された。また、こうした地域社会と自然資源の関

係は、「二次的自然の保全」という保全生態学の今日的な命題と重なっており、生態学者らが火入れ管理の重要性を主張する論拠ともなった。現在、彼ら生態学者がかかわる国土交通省の河川生態学術研究会では、火入れの再開が一つの目標となりつつある。

さて、このような動きを大字はどのように受け止めたのであろうか。まず、大字側の動きとして、メディアに対してヨシ原の「自然」としての価値が主張され始めた。2010年の春には大字の自治会長より「野焼きをして自然を守りたい」という新聞投書がなされた^(註6)が、そこでは、「自然環境は、そこに住む人たちが経験を生かし知恵を出し合い後世に守り伝えるもの」、「ヨシの自然景観を多くの人々に見ていただきたい」と主張されている。大字は、ヨシ原が自分たちが管理すべき環境であると主張しながらも、貴重な「自然」、優れた「景観」といった価値を主張しているのである。本来、大字にとって火入れ管理は、ヨシの経済的な価値を保つために重要なものである。しかし、それを理由として火入れ管理を行っても、周囲からの納得は得られがたい。しかし、「自然」や「景観」といった価値は多くの人々からの火入れ管理への納得を得られやすいものである。そのため大字は、生態学者らが主張するヨシ原の価値を積極的に取り入れてヨシ原管理の重要性を主張し始めているのである。

さらに現在、大字と生態学者双方が火入れの重要性を議論しあうシンポジウムが開催されるなど、両者の連携が模索されており、それに伴ってヨシをバイオマスとして利用する、観光資源とする、といった利用に向けた多様な価値が話し合われている。また、ヨシ原が管理されないことによって野火が発生したりといった社会的なリスクも整理されつつある。河川管理者である国土交通省がどのように関わるかも議論されており、火入れ管理の体制づくりは着実に進行している。

6 考 察

さて、大字が経済的な価値から利用を続けてきたヨシ原について、武田堤防組合が「自然」としてのヨシ原の価値を訴え始めているのはなぜであろうか。ここまで見てきた大字とヨシ原の関係性を整理することで、これを考察してみたい。

本稿で追ってきた大字とヨシ原をめぐる社会的文脈は次のように整理できる。

(1)大字にとってヨシ原は、生活のために利用してきた空間の一部であると同時に、「大字の土地」としての総有意識が根付く場所である。そして、大字には、このヨシ原が管理されるべき次のような理由もある。第一に、ヨシ原の荒廃は、業者入札による自治会費の獲得という経済的価値の損失である。第二に、ヨシ原の放置は、野火の発生や害虫発生などの生活上のリスクにつながる。第三に、ヨシ原は需要が変化する中でも大字にとって何らかの価値がある存在であり続けた。そのヨシ原が利用できなくなることは、現在はあまり利用をしていないとしても、「何かに使える」可能性の喪失にもつながる。このように、大字にとってヨシ原は、幾分かは「感

覚」的だとしても、ロジカルにも「管理すべき土地」であり続けている。

(2)大字とヨシ原の関係性は、ヨシをめぐる社会状況の変化に合わせて、しくみや価値認識を変容させることによって継続されてきた。自家消費的な利用も多かった時代は大字の各住民によるヨシの刈り取りが行われ、金銭的価値が高まってからは業者への入札による委託のしくみが立ち上がり、ヨシの価値が縮小してからは火入れ管理が大規模化したように、大字によるヨシの利用・管理のしくみは決して固定的なものではなく、常に変容を繰り返してきたのである。そして、大字とヨシ原との関係性は「閉じた」ものではなく、ヨシ原業者との関係性、遠隔地の需要といった外部要因もかかわりのあり方に大きく関係していた。

さて、以上のような視点からみると、火入れ管理が行われていない現況は、(1)大字にとって管理すべき河川敷ヨシ原を管理できない状況であり、(2)大字に新たな管理のしくみ、あるいは新たな価値認識への変容を迫る状況でもある。現在大字が火入れ管理を実施できない理由は、煙灰に対して近隣住民から苦情が出ており、彼らから火入れが私的な経済的利益を目的としていと考えられていること、それに伴ってこれまで消防署や国土交通省などから火入れが禁止されてきたことであるが、ヨシの価値が低い現状では、コストとの関係から火入れ管理に代わるヨシ原管理を行うことはできない。この状況で火入れ管理を再開することがヨシ原管理の早道であるが、それを再開するためには、近隣住民や消防署、国土交通省から火入れ管理が容認されることが求められる。

これに対して、自然科学者らが持ち込む「自然」としてのヨシ原の価値は、(1)大字による火入れ管理を正当化し、近隣住民や消防署、国土交通省などから理解と協力を得るために有効である。つまり、「大字にとって管理すべき河川敷ヨシ原を管理できない状況」の改善につながる。環境保全が社会的に注目される中、生態学者らが主張する「希少な自然」、「生物多様性保全」といった言説は、一般的に受け入れられやすい価値である。そして、二次的自然を保全する理由として「生態系サービス」^(註7)がトレンドとなりつつあるように、生態学者らは大字と話し合いをする過程で、ヨシ原保全に「文化の保全」、「環境教育」、「景観保全」、「観光資源」といった新たな価値の可能性を提示している。これは、大字の内部にとってはヨシ原の経済的価値を補強する、あるいはそれに変わる価値を認識させるものであり、外部の行政や近隣住民にとってもヨシ原管理の正当性を補強しうる。このように、ヨシ原に「自然」の価値を導入することは、ヨシ原管理の目的を公共的利益に引き上げ、行政などから火入れ管理の理解・協力を得るために有効な論理となりうる。

また、これは(2)「新たな管理のしくみ」を立ち上げるための重要な契機ともなりうる。生態学者や行政との協力体制づくりは、大字にとっては「新しい」試みではない。大字はヨシ原を利用し続けるためにしくみの変容を繰り返しており、その中ではヨシ業者との関係性を活用するなど、外部との連携も行ってきた。こうした歴史的経緯の中では、生態学者といった外部のアクターとの連携もヨシ原との関係性を保つための一様態として捉えられる。大字にとって、

生態学者や彼らの論理を資源として動員することは、大字の論理だけでは実施が不可能である火入れ管理を再び可能にし、ヨシ原との関係性を継続につながるのである。

以上のように、生態学者がもちこむ「自然」という言説は、ヨシ原に新たな価値を導入し外部に対してヨシ原管理の重要性を主張するための、そしてヨシ原管理の新たなしくみを構築するための重要な「資源」となっている。だからこそ、大字は「自然」という言説に接近し、自分たちの論理として利用するのである。

7 おわりに

本稿では経済的価値の消失などによって荒廃しつつある地域環境の管理において、「自然」という価値を土地管理の資源としていく地域社会の姿を明らかにし、それを地域住民自身が「自然」という価値の重要性を主張する理由として考察した。異なる価値をもつ人々の連携や協力を課題とする立場からは、生態学者と地域社会との間でスムーズな協力体制を築くことは容易ではないようにみえる。しかし、地域社会と土地との関係性や、その関係性を継続するためのしくみの変容に注目すると、すでに地域社会の側には、新たな価値を受容し、それを積極的に活用していくための素地が備わっているといえるのである。

ただし、本稿では受容する「素地」があることを示したものの、実際に生態学者らの言説を受容していく過程では、パワーバランスや管理方針の相違などによって様々な問題が起こることが想定される。この点については今後の展開を踏まえて別稿で論じたい。

(てらばやし あきら・人間システム科学専攻)

注

(注1) 二次的自然とは、芹沢(1997)によると「人間の第一次産業に関する活動の結果生じた環境に対する生態系」と定義されている。

(注2) 鈴木榮太郎(1940=1968:126)のいう「自然村」とは、村落が特に結束の固い集団累積体であることを指摘したものである。これにもとづく集団生活の蓄積は、人々の行動を方向づける規範(精神)を生むとされる。

(注3) 武田堤防組合は、(1)北津軽郡中泊町大字田茂木字若緑地内、(2)同郡同町大字長泥字玉清水地内、(3)同郡同町大字田茂木字若宮地内に合計2,358,633.5m²の占有を許可されており、その使用目的は、「かやの採取(販売用)」である。この申請は毎年行っており、占有期限は翌年4月15日となっている。また、河川生産物の使用料は都道府県によって定められている。青森県の場合、「青森県国有財産使用料徴収条例」によって、「かや」は151.5cmの縄締めのもの一束につき30円となっている。武田堤防組合は、毎年2,600束の刈り取り申請を行っているため、78,000円を納付している。

(注4) 例えば、1926年12月21日の『東奥日報』では、「武田村の産出物は大部分は玄米である。この作付反別は981町歩に及び収穫11,160石、334,800円である。特殊産物とされているのは十三湖付

近の広大なる原野から生ずる萱である。原野約 500 町で萱の産額年 25,000 円に達し、西北郡を始め萱屋根の材料は主としてこの地から産出するものである」と紹介されている。

(注 5) ヨシ原は国有地のため、水田に変えるといった土地改変までが許されてきたわけではない。そのため、ヨシ原としての条件の中で、ヨシを資源として利用し続けるための変化を続けていく必要が生じたのである。ただし、戦後の食糧増産期には河川敷が水田として利用されることもあった。右岸の一部では 1970 年代まで水田利用が継続している。

(注 6) 2010 年 3 月 3 日の『東奥日報』夕刊より。

(注 7) 生態系サービスとは、生態系が生産する財である「供給サービス」、機構制御などの「調整サービス」、非物質的利益である「文化サービス」、他の生態系サービスを支える「基盤サービス」からなり、生物多様性を保全する意義として広く主張される概念である (Millennium Ecosystem Assessment, 2005)。

文 献

- 藤村美穂, 2002, 「阿蘇の草原をめぐる人々とむら — 環境問題の視点から」日本村落社会学会『日本農村の構造転換を問う — 1980 年代以降を中心として』農山漁村文化協会: 73-108.
- 福田恵, 2002, 「近代日本における森林管理の形成過程 — 兵庫県村岡町 D 区の事例」『社会学評論』55(2): 147-161.
- Hardin, G., 1968, 'The Tragedy of the Commons', *Science* 162: 1243-1248.
- 岩本由輝, 1989, 『村と土地の社会史 — 若干の事例による通史的考察』刀水書房.
- 川本彰, 1983, 「農業発展とムラの役割」『むらの領域と農業』家の光協会: 11-34.
- Millennium Ecosystem Assessment, 2005, *Ecosystem and Human Well-Being: General Synthesis*, Washington D. C.: Island Press.
- 宮内泰介, 2001, 「コモন্ズの社会学 — 自然環境の所有・利用・管理をめぐる」鳥越皓之 編『講座環境社会学 3 自然環境と環境文化』有斐閣: 32-46.
- 宮内泰介, 2006, 「レジティマシーの環境社会学へ — コモンズにおける承認のしくみ」宮内泰介 編『コモন্ズをささえるしくみ — レジティマシーの環境社会学』新曜社: 1-32.
- 室田武・三俣学, 2004, 『入会林野とコモন্ズ — 持続可能な共有の森』日本評論社.
- 長尾角左衛門, 1965, 『岩木川物語』国書刊行会.
- 関礼子, 2003, 「生業活動と『かかわりの自然空間』 — 曖昧で不安定な河川空間をめぐる」『国立歴史民族博物館研究報告』105: 57-87.
- 芹沢俊介, 1997, 「二次的自然と絶滅危惧生物」『遺伝』別冊 9: 60-68.
- 菅豊, 2005, 「コモন্ズと正当性 — 『公益』の発見」『環境社会学研究』11: 22-38.
- 鈴木榮太郎, 1939, 「我が國に於ける農村社會集團の地域性に就いて」渡邊萬壽太郎 編『家族と村落』日光書院: 1-51.
- 高橋明善, 1992, 「杉山田部落の農業と村落構造の変化」高橋明善・蓮見音彦・山本英治 編『農村社会の変貌と農民意識 — 30 年間の変動分析』東京大学出版会: 30-58.
- 竹内健悟・東信行, 2005, 「岩木川下流部におけるオオセッカ繁殖場所選択」『野生生物保護』9(2): 59-68.
- 鳥越皓之, 1995, 「そこに住むものの権利」三戸公・佐藤慶幸 編, 『環境破壊』文眞堂.
- 鳥越皓之, 1997, 「コモন্ズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3: 5-14.
- 家中茂, 2001, 「石垣島白保のイノー — 新石垣空港建設計画をめぐる」井上真・宮内泰介 編『コ

モンズの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社：120-141.